○平成二十三年総務省告示第八十九号（端末設備等規則の規定によることが著しく不合理な総合デジタル通信端末等及びその条件を定める件）

（平成二十三年三月二十二日）

（総務省告示第八十九号）

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十四条の七及び第三十六条の規定に基づき、同規則の規定によることが著しく不合理な総合デジタル通信端末、又は自営電気通信設備であって、総合デジタル通信用設備に接続されるもの及び別に告示する条件を次のように定め、平成二十三年四月一日から適用する。

総合デジタル通信端末、又は自営電気通信設備であって、総合デジタル通信用設備に接続されるもののうち発信する機能を有しないものは、端末設備等規則（以下「規則」という。）の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定にかかわらず、同表の下欄に掲げる条件によるものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 規則第三十四条の四 | 上欄に掲げる規定を適用しない。 |